

小千谷市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成26年3月13日

一部改正 令和5年3月13日

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（令和4年1月7日最終改正）に即し、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物等における木材利用の目標、その他木材の利用促進に関する必要事項を定めるものとする。

（木材の利用の促進の意義）

第1 建築物等における木材の利用を促進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、脱炭素社会の実現への貢献や、市民の安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の健全な発展を図り、適正な森林整備の促進に資するものである。

（用語の定義）

第2 この基本方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物等」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、公の建築物（工作物等付帯施設、設備を含む。）をいう。
- (3) 「市有施設」とは、市が事業主体となり整備する公共建築物をいう。
- (4) 「民間建築物」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する、住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物（工作物等付帯施設、設備を含む。）をいい、公共建築物を除く。
- (5) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、構造耐力上主要な部分

である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部及び建築物に付帯する工作物等に木材を利用することをいう。

- (6) 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築若しくは模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の野外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (7) 「県産材」とは、新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」によるものとする。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条の趣旨を踏まえ、市有施設の整備において木材の利用を促進するとともに、民間建築物等での木材利用を促すことにより県産材の需要創出を図る。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築、増築又は改築においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物は次の各号に掲げるものを除き、木造化を促進する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化が困難な施設。
- (2) 小千谷市地域防災計画で建築物等災害予防計画に位置付けられた施設で、木造化が困難な施設。
- (3) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化が困難な施設。
- (4) その他、木造化することが困難な理由のあるもの。

2 市有施設の建築、増築、改築に当たっては、構造耐力上主要な部分が木造、非木造に関わらず、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと思われる部分及び内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分については、内装等の木質化に努める。

3 木造化及び内装等の木質化に当たっては、県産材の利用に努める。

4 木材の利用に取り組むべき範囲

上記1から3に示す、市が取り組むべき木材の利用に関する基準は、別に取組方針を定めることができる。

(関係団体等に対する市の取組み)

第5 市は、市関係団体等が行う公共建築物の整備について、この基本方針の木材の利用促進の意義を踏まえて、積極的な県産材の利用に努めるよう働きかける。

2 市は、林業関係者等に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給に努めるよう働きかける。

(その他)

第6 市は、建築物等での木材の利用の促進に取り組むことを通じて、市民に対して木の良さの普及啓発や、木材の利用の促進の意義等について市民への周知に努める。

2 市有施設の管理者等は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設等の周知に努める。

附 則

この基本方針は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は令和5年3月13日から施行する。